



高校卒業までの全てのお子さんの医療費を助成します！

滑川市では高校卒業(18歳の年度末)までの全てのお子さんにかかる保険医療費を助成しています。

ただし、次のものは助成の対象とはなりません。

- ・健康保険の適用外の費用(薬の容器代、健康診査、予防接種、文書代、入院時の室料、病衣使用料等)
- ・食事療養費、選定療養費(紹介状なしで大きい病院へかかった場合の追加料金)
- ・高額療養費や付加給付に該当する分
- ・日本スポーツ振興センターによる災害共済給付等、他の法律による給付を受けられるとき
- ・交通事故等第三者行為による医療費 など



助成方法は下記のとおりです。

<現物給付(子ども医療費受給資格証を提示する場合)>

県内全ての医療機関で、「子ども医療受給資格証」と「マイナ保険証」若しくは「資格確認書」又は「令和6年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証」を提示していただければ、保険医療費を支払う必要がありません。(同じ医療機関で同じ診療月内でも、毎回提示が必要です)

県外の医療機関を受診した場合、現物給付の対象になりません。下記の<償還払い>請求をしてください。

※現物給付を受けることのできる年齢上限は、満18歳に達した最初の3月末日までとなります。

【子ども医療費受給資格証を紛失したら】

「子育て応援課」の窓口で再発行の手続きが必要です。お子さんの「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を持ってお越しください。

※令和6年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証でも可



<償還払い>

医療機関の窓口で一旦医療費を支払っていただき、診療月の翌月以降に子育て応援課窓口にて償還払いの助成申請をしてください。申請月の翌月に、指定口座へ保険医療費の自己負担分をお振込みします。申請時には、以下の(ア)～(ウ)の3点をご持参ください。※償還払いの申請期限は、領収書の支払日から5年間で

- (ア) 子どもの「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」・子ども医療費受給資格証 ※令和6年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証でも可
- (イ) 領収書原本(医療機関発行のもので、保険医療点数・受診者氏名・領収印の入ったもの)
- (ウ) 指定口座を確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)

※学校や保育園等での怪我で「災害共済給付制度」を利用される場合(完治までにかかった医療費の総点数が500点以上の場合)は子ども医療費助成の対象外です。償還払い申請をされませんようご注意ください。

【注意事項】

- ①交通事故などの第三者行為により発生した医療費や、学校(部活動含む)や保育園等で怪我をした場合などで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の給付を受けられるときは、その対象の医療費については子ども医療費の現物給付や償還払いはできません。また、医療機関の窓口で子ども医療費受給資格証を提示してはいけませんのでご注意ください。なお、災害共済給付の手続きについては学校等にお問い合わせください。
- ②お子さんの資格情報に変更があった場合は、新しい「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」と子ども医療費受給資格証を持って、子育て応援課窓口にて変更手続きをお願いします。
- ③対象の医療機関で現物給付を受ける際や、償還払いの請求を子育て応援課へされる際は、窓口で必ず「子ども医療費受給資格証」の提示をお願いします。

【18歳の年度末までの医療費助成について(ご注意をお願いした事項)】

令和6年4月より、滑川市に住民票のある全ての満18歳に達する日以後の最初の3月末日までのお子さんの医療費を助成します。

※なお、定時制高等学校等に在学しているため、満18歳に達する日以後の3月末日を超える高校生等^{*1}など特別な事情がある場合^{*2}は、18歳到達後も医療費助成の対象となる場合もございますので、子育て応援課へご相談ください。

※1:「**高校生等**」とは、高等学校(専攻科及び別科を除く)、中等教育学校後期課程(専攻科及び別科を除く)、特別支援学校高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る)、専修学校高等課程のいずれかの学校に在学しているお子さんになります

※2:助成を受ける前に、所定の承認依頼書を提出していただき、市から承認書の交付を受ける必要があります。

なお、特段の事情がなく、お子さんが以下の2点のいずれかに該当する場合は、原則として上述の承認書は交付しません。

(a)高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を過去に卒業し又は修了したことがある場合。

(b)高等学校等に在学した期間が通算して36ヶ月を超える場合。なお、高等学校等のうち定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた場合については、その在学した期間が通算して48ヶ月を超える場合。

—お問い合わせ先—

滑川市教育委員会 子育て応援課家庭福祉係

TEL:076-475-1489